

令和 5 年 6 月 13 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2019～2021

課題番号：19H01414

研究課題名（和文）行政の実効性確保法制の整備に向けた総合的研究：統一法典案策定の試み

研究課題名（英文）Comprehensive Research of Legislation of General Rules of Enforcement of Administrative Law

研究代表者

高橋 滋（TAKAHASHI, Shigeru）

法政大学・法学部・教授

研究者番号：30188007

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究プロジェクトは、「行政の実効性確保」について理論的・実務的観点からの検討を行い、実現可能性ある統一法典案の提言を行うことを目的とするものである。
上記目的を達成するため、専門的知見を有する研究者や実務家による研究グループを組織し、4年間にわたり、行政の実効性確保に関する学問的検討を行うとともに、関係者の意見を募集するパブリック・コメントを実施した上で要綱案の策定を行った。
プロジェクトの成果は、『行政の実効性確保法制の整備に向けて：統一法典要綱案の策定の試み』（民事法研究会、2023年3月）として刊行されている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

行政の実効性確保に関する法制度については、他の分野に比べて大幅に法整備が遅れており、わが国の行政の実効性確保に関する法制度が十分に機能しておらず、何らかの法制度的手当が必要であることは学界においてほぼ共通の問題意識が形成されていたものの、実効性確保の制度の充実させるための議論を深化させるための手がかりを欠いている状況にあった。
本研究は、上記のような従来の研究状況において、行政の実効性確保に関する理論的及び実務的な観点に基づき、将来の制度改正に向けて法制面を含めた検討を行った上で、行政実効性確保要綱案の策定に至った点に、大きな学術的・社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：This research project analyzes the enforcement of administrative law from the perspective of legal theory and practice and recommends the legislation of general rules on enforcement of administrative law.

To this end, a four-year project was organized with a research group comprising researchers and practitioners. During the research period, the project considered the enforcement of administrative law, gathered opinions by conducting public comment, and drafted an outline of the legislation of general rules on enforcement of administrative law.

As a result of the research project, "Toward the legislation of general rules on enforcement of administrative law: Drafting an Outline of the legislation" (TAKAHASHI Shigeru (ed.), Minjiho Kenkyukai, 2023) was published.

研究分野：行政法

キーワード：実効性確保 行政上の強制執行 行政罰 即時強制 行政法

1. 研究開始当初の背景

(1) 行政法学会における議論状況

わが国においては、1990年代以降、行政手続法や行政事件訴訟法、行政不服審査法等の重要な行政法規の制定及び改正、中央省庁改革・地方分権改革等の行政改革、情報公開や個人情報保護、公文書管理に関する法制度整備等、社会経済状況の変化に対応するため、行政法分野における重要な改革が順次実施されてきた。これに対して、行政の実効性確保に関する法制度については、これら手続法・救済法等の領域に比べて、法整備が大幅に遅れている。

行政法学説においても、わが国の行政の実効性確保に関する法制度が十分に機能しておらず、何らかの法制度的手当が必要であることについては、学界においてほぼ共通の問題意識が形成されている状況にあったが、実効性確保の制度の充実に関する議論を深化させるための手がかりを欠いており、統一的な法制度整備に向けた政策提言を目的とする総合的研究は実施されていない状況にあった。

2. 研究の目的

本研究は、これまでわが国において統一的な法整備がなされておらず、また、それに向けた総合的研究も十分に行われてこなかった「行政の実効性確保」について、政策的提言、特に、制度改正へ向けた議論を触発し、かつ、将来の法案策定作業を見越し、実現可能性ある統一法典案の提言を行うことを目的とするものである。具体的には、行政の実効性確保について、法理論面からのみならず、実務的な観点も含め、行政の実効性確保について、学術的・実務的に知見を有する研究メンバーによる検討を通じて、実体面・手続面に関する規律を含む要綱案を作成することを最終的な目的とした。

3. 研究の方法

(1) 研究プロジェクトの進め方

研究体制の構築

本プロジェクトは、将来の法案作成作業に資する程度まで法制的な検討を加えた上で、行政の実効性確保に関する統一的な法典案を策定しようとする試みであることから、関連する研究業績に優れ、また行政不服審査法の改正や公文書管理法の試案策定に参画した経験を有する研究者らを研究分担者、内閣法制局の各部長を歴任した実務家を研究協力者とすることにより、理論的観点のみならず、実務的観点からの検証に耐える要綱案を策定・提言するにふさわしい体制を構築した。

研究会の開催および役割分担

プロジェクトの実施に際しては、参加者が各人の分担領域について責任をもって研究を進めつつ、各年度に3回～4回、プロジェクト全体で18回にわたり、参加者全員が集まり報告・討論を行う全体会を開催する方式を採用した。

プロジェクトの後半においては、要綱案及び個別法の整備方針の策定作業を集中的に行う必要が生じたことから、全体会とは別に、研究代表者を含めた3名による「要綱案作成チーム」を編成し、そこでの議論の成果を全体会に還元しながら作業を進めた。後述するように、要綱案については、まず中間案を作成し、パブリックコメントを経た上で、最終版として確定した。

また、本プロジェクトにおいては、法理論的観点、比較法的関係、政策法務的観点など、各メンバーの自由な問題意識に基づき、プロジェクトに関連性のある個別研究を実施した(その成果の一部は、後掲の書籍に掲載されている(後述4(4)))。

(2) 研究プロジェクトとしての検討課題の絞り込み

プロジェクト開始当初においては、制裁目的の公表や課徴金等の新たな実効性確保手段のほか、宝塚市パチンコ店等建築制限条例事件において問題となった行政上の義務の履行確保を目的とした司法的執行を可能とする特別立法等、行政の実効性確保に関する法制度について幅広く統一法典又は個別法の整備方針を示すこと等も想定していた。

しかしながら、プロジェクトを進めるなかで、「行政上の義務」や「強制」、「即時強制(即時執行)」等の基本的な概念に関して参加メンバーで理解の違いがあることが明らかになり、また、理解や用語の違いを立法によって整理することが適当であるかについても見解が分かれた。さらに、統一的な法典の対象をどこまで広げるか等に関しても、参加者から様々な意見が出された。

そこで、上記の議論を収束させるために、プロジェクトとしては、法令・条例等に立法例があり、過去の議論の蓄積も一定程度ある、講学上の「代執行」、「直接強制」、「即時強制(即時執行)」、「執行罰(間接強制)」に分類される制度に作業対象を絞って、要綱案の作成作業を行った。

このように、本プロジェクトにおいては、行政の実効性確保の法制度のうち、喫緊の課題である内容を中心として要綱案の策定を行ったため、行政上の強制徴収や制裁的措置、司法的執行については、要綱案の検討の対象外とすることとなった。ちなみに、これらのテーマについては、本プロジェクトの終了後、別プロジェクトにおいて、今後も検討が継続される。

4. 研究成果

(1) 行政実効性確保要綱案(要綱案)

要綱案の策定方針

プロジェクトの目的は、将来に期待される立法作業に資する素材を提供し、議論を喚起することにある。本プロジェクトにおいては、要綱案策定チーム、及び、全体会議における成果として、関係者に対する意見募集(パブリックコメント)の実施を経た上で、行政実効性確保法要綱案を取りまとめた。

要綱案の策定においては、一案を提示するのではなく、将来の立法に際しての選択肢、及び、選択肢を提示した理由・根拠を示すことに主眼を置き、甲案、乙案、丙案という3案をそれぞれ対等の重み付けを与えたものとして盛り込んでいる。いずれの案についても、実体的及び手続的規律その他の必要な規律を定め、行政の実効性確保に関する実務上の障害を取り除くことを目的として、あり得る制度の骨格を示しつつ立法上の選択肢を提示することを意図している。

各案(3案)の内容

要綱案において示されている各案の概要は、以下のとおりである。()まず甲案は、代執行、直接強制、即時強制(即時執行)、間接強制に関する一般規定を置き、各制度について、実施の法的根拠やその要件、実施にあたっての手続的規律、事前の調査や実施時の妨害排除に関する権限、費用の徴収その他の執行に関する必要な規律等を定めたものである。()次に乙案は、代執行及び直接強制につき行政命令前置を原則とし、現行法の下で認められている、法律等により直接命ぜられた行為に関する代執行や講学上の即時強制を「行政庁の命令を前置しない代執行」ないし「行政庁の命令を前置しない直接強制」として規律し、即時強制(即時執行)については独立した章を設けず、代執行又は直接強制の一類型と位置付けるものである。()そして丙案は、代執行及び間接強制について一般規定を置く一方で、直接強制及び即時強制については、一般的規律を設ける必要に乏しく、理論的な課題も多いとの見地から、従来どおり個別の法律ないし条例に委ね、本法立法時に併せて整備指針を示すことにより、個別の法律ないし条例における手続的規律等の整備を促すものである。

(2) 要綱案に係るパブリックコメントの実施

上述の行政実効性確保法要綱案については、広く意見を募集することにより、行政の実効性確保に係る法制度に関する議論の活性化に資するとともに、将来の立法に際しての論点と選択肢を提示する「行政実効性確保法要綱案」を充実させ、内容をより豊かなものとするを目的として、本プロジェクトにおいては、関係者に対して、「行政の実効性確保を図るための行政代執行法の全面改正・関連諸法制の整備法要綱案(中間案)」「行政実効性確保法要綱案(中間案)」の意見募集(パブリックコメント)を実施した。

同パブリックコメントは、(一財)行政管理研究センターの協力を得て、2022年7月中旬に、同センターのウェブサイトに行行政実効性確保法要綱案(中間案)及び意見募集要領等を掲載し、同月21日から8月31日までの間、ウェブサイト上の回答フォームまたは電子メール若しくはファクシミリにて意見を募集することにより実施した。その結果、計22名の研究者及び実務家から延べ152件の意見が寄せられた。寄せられた意見のなかから、取り入れられる内容については、要綱案に反映した。中間案について寄せられたご意見とそれに対するプロジェクトとしての考え方、意見を反映した要綱案(確定版)は、後掲の書籍に掲載されている(後述(4))。

(3) 自治体アンケートの実施

行政の実効性確保に係る自治体の現状と課題を把握し、要綱案を契機として立法作業が実施される必要のあることを客観的な資料をもって裏付けるため、本プロジェクトにおいては、「地方公共団体における行政の実効性確保の現状に関する調査」(自治体アンケート)を実施した。

同アンケートは、2022年5月中旬に、(一財)行政管理研究センターの協力を得て、全国の地方公共団体(市町村及び特別区)に対してアンケート調査票を郵送し、オンライン上の回答フォームに入力する形で実施した。その結果、延べ810の団体から回答が得られた。自治体から寄せられた意見の概要については、後掲の書籍に掲載されている(後述(4))。また、調査結果については、(一財)行政管理研究センターのウェブサイトに掲載されている。

(4) 成果物の公表

本研究によって得られた成果は、下記の雑誌論文や学会報告において公表されているほか、主たる成果については、『行政の実効性確保法制の整備に向けて：統一法典要綱案策定の試み』(民事法研究会、2023年3月)として取りまとめられ、出版されている。

同書においては、行政実効性確保法要綱案(第1篇)、行政実効性確保法要綱案の解説(第2篇)のほか、行政の実効性確保に関する諸論点(第3編)さらに資料篇として、海外の実効性確保法制に関する日本の研究状況、自治体アンケート結果の概要、要綱案(中間案)についてのパブリックコメントの実施結果が掲載されている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計53件（うち査読付論文 5件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 13件）

1. 著者名 須藤陽子	4. 巻 48
2. 論文標題 警察強制の変容「行政法各論 警察行政法の構築を目指して」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 56～74
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須藤 陽子	4. 巻 397
2. 論文標題 Die klassische Theorie über den Finanzzwang " und die Zwangsbeitreibung	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 1～37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34382/00015378	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須藤陽子	4. 巻 41
2. 論文標題 即時強制小論	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 37～74
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須藤 陽子	4. 巻 396
2. 論文標題 Ein Rückblick auf die klassische Theorie über den Verwaltungszwang (2)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 108～122
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34382/00015150	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木藤茂	4. 巻 114
2. 論文標題 行政強制と権力分立：ドイツ連邦憲法裁判所の最近の1つの判決を契機として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 獨協法学	6. 最初と最後の頁 横81～106
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 濱西 隆男	4. 巻 35号
2. 論文標題 行政法の実効性確保法制の整備に向けて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 1～89
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須藤陽子	4. 巻 34号
2. 論文標題 わが国裁判例における比例原則審査の生成	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 1～25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須藤陽子	4. 巻 391号
2. 論文標題 再考 行政法における強制措置に関する理論的基盤（一）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 49～72
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 須藤 陽子	4. 巻 393・394号
2. 論文標題 行政法における不文法源の発達	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 407～432
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34382/00014248	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 田中良弘	4. 巻 15279号
2. 論文標題 商標法違反に関する刑事裁判例の動向と課題(上)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 特許ニュース	6. 最初と最後の頁 1～8
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中良弘	4. 巻 15280号
2. 論文標題 商標法違反に関する刑事裁判例の動向と課題(下)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 特許ニュース	6. 最初と最後の頁 1～8
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中 良弘	4. 巻 509号
2. 論文標題 行政の実効性確保における行政法と刑事法の交錯 違法漁具の撤去に関する水産庁及び自治体の取り組みを題材に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 自治総研	6. 最初と最後の頁 23～46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34559/jichisoken.47.509_23	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計20件（うち招待講演 12件 / うち国際学会 9件）

1. 発表者名 須藤陽子
2. 発表標題 警察強制の 「行政法各論 警察行政法の構築を目指して」
3. 学会等名 東アジア行政法学会国際学術総会（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 田中 良弘
2. 発表標題 日本のCovid-19対策と実効性確保
3. 学会等名 台日国際シンポジウム「新型コロナウイルス感染症流行期における法的対策」（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 田中良弘
2. 発表標題 越境する密漁(獺)・違法取引への国際的対応とCITESの国内実施
3. 学会等名 環境法政策学会第23回学術大会第6分科会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 田中良弘
2. 発表標題 日本における野生生物犯罪への対応 環境刑法の観点から
3. 学会等名 上海財経大学海外法フォーラム（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 高橋滋、松永邦男、濱西隆男、田中良弘、須藤陽子、木藤茂、野口貴公美、服部麻理子、小舟賢、宮森征司、周セイ	4. 発行年 2023年
2. 出版社 民事法研究会	5. 総ページ数 498
3. 書名 行政の実効性確保法制の整備に向けて：統一法典要綱案策定の試み	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	服部 麻理子 (HATTORI Mariko) (00625014)	山口大学・経済学部・准教授 (15501)	
研究分担者	須藤 陽子 (SUTO Yoko) (10253767)	立命館大学・法学部・教授 (34315)	
研究分担者	田中 良弘 (TANAKA Yoshihiro) (10766744)	立命館大学・法学部・教授 (34315)	
研究分担者	小舟 賢 (KOBUNE Masaru) (30454870)	甲南大学・法学部・准教授 (34506)	
研究分担者	野口 貴公美 (NOGUCHI Kikumi) (40318598)	一橋大学・大学院法学研究科・教授 (12613)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	周 セイ (SCHU Sei) (50633476)	久留米大学・法学部・教授 (37104)	
研究分担者	宮森 征司 (MIYAMORI Seiji) (50823390)	新潟大学・人文社会科学系・准教授 (13101)	
研究分担者	濱西 隆男 (Hamanishi Takao) (50837482)	筑波学院大学・経営情報学部・教授 (32418)	
研究分担者	木藤 茂 (KIFUJI Shigeru) (70401651)	獨協大学・法学部・教授 (32406)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	松永 邦男 (MATSUNAGA Kunio)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------